

狭長発第 31号
令和2年4月6日

指定居宅介護支援事業所 管理者様
地域包括支援センター 管理者様
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者様

狭山市長寿安心課
介護保険担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
サービス担当者会議等の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じていただいているところではございますが、未だ国内における感染の蔓延が懸念されております。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症の対策として、病院や施設等で面会制限が設けられていることや、不安を感じた高齢者やその家族が訪問を断るといったケースも見られることから、本来訪問にて実施するサービス担当者会議やモニタリングについて、当面の間、下記のとおり柔軟な対応を可能といたします。

なお、この対応は、従来への対応が可能となるまでの限定的な取扱いですので、終了する場合は、別途通知します。

新型コロナウイルスを取り巻く状況は、刻一刻と変化しており、それに伴い取扱いが変更されることが想定されます。厚生労働省から新たに方針等が示された場合には改めて周知いたします。

記

1. サービス担当者会議の開催について

介護保険最新情報 Vol. 773 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問9のとおり、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合、利用者の自宅以外での開催や電話・メール等を活用し照会する等、柔軟な対応として差し支えありません。

その場合は、各事業所の意見を聴取し、利用状況の把握に努め、利用者・家族等にも、意見を取りまとめた内容について情報提供するようにしてください。

2. モニタリングに係る利用者の居宅訪問について

居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、介護保険最新情報 Vol. 779 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」問11に示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅

を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上（※）の訪問ができない場合についても柔軟な取扱いとして差し支えありません。

その場合は、訪問以外の方法（文書、電話又はメール等）により利用者の心身の状況把握に努め、経緯、理由及び判断した結果等を記録に残してください。

※介護予防支援の場合は3月に1回以上。

3. 1及び2の取扱いについて、柔軟な対応をする場合には、利用者・家族等に丁寧な説明を行い、理解を得るようにしてください。

4. 1及び2の取扱いのとおり、適切に実施した場合に限り、運営基準減算の対象とはなりません。

5. やむを得ない理由は、以下のとおりとします。

- ・利用者や家族から新型コロナウイルスの感染防止を理由として訪問を断られた場合
- ・必ずしも訪問が必要ではないと思われる方に対し、感染防止のために訪問を避けることが望ましいと事業所が判断した場合

※注意

今回の対応はサービス担当者会議やモニタリングに係る利用者の居宅訪問を禁止するものではありません。必要に応じて行うかどうか判断をしてください。

なお、実施する場合は、体温計測等の体調確認、マスクの着用による咳エチケット及び手指消毒の徹底を図る等、感染防止に十分配慮したうえで行ってください。

【参考】

- ・介護保険最新情報 Vol.773（令和2年2月28日）
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）
- ・介護保険最新情報 Vol.779（令和2年3月6日）
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）

《担当及び連絡先》

狭山市長寿健康部長寿安心課 介護事業担当

電話：04-2953-1111（内線1553～1555）

メール：choju-ansin@city.sayama.saitama.jp